

令和 4 年 第 3 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

文 教 警 察 委 員 会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果												
4 年 第 1 号	4 . 9 . 6	<p>教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p> <p>学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>昨年度、改正義務標準法が施行され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられました。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級などの実現が不可欠です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p>1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</p> <p>2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</p> <p>3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p>	茨城県教職員組合 執行委員長 中山 幸男 外 10,599 名	海野 透 葉 梨 衛 西條 昌良 白田 信夫 石井 邦一 高崎 進 齋藤 英彰	<p>1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <p>①学級編制に係る国の標準：1学級40人（小学校1～3年生は35人） 公立義務教育諸学校については、都道府県において国の標準を下回る基準を設定することが可能（平成13年度～） ※ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）</p> <p>②学級編制の弾力化の変遷</p> <p>【平成23年度～】（義務標準法改正） 小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引下げ</p> <p>【平成24年度～】 小学校2年生の全ての学級で35人以下学級が実現できるよう加配措置</p> <p>【令和3年度～】 小学校2～6年生の学級編制の標準を、令和3年度から5年かけて段階的に35人に引下げ</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R 3</td> <td>R 4</td> <td>R 5</td> <td>R 6</td> <td>R 7</td> </tr> <tr> <td>学年</td> <td>小 2</td> <td>小 3</td> <td>小 4</td> <td>小 5</td> <td>小 6</td> </tr> </table> <p>(2) 本県の状況</p> <p>少人数教育充実プラン推進事業</p> <p>① 楽しく学ぶ学級づくり事業（平成14年度～） 対象：小学校全学年 ○小学校1・2年生（国の基準により全学級35人学級） ○小学校3・4年生（平成22年度～） 小学校5・6年生（平成26年度～） ・35人超3学級以上・・・学級増・担任教員1名配置 ・35人超1・2学級・・・学級毎に非常勤講師1名配置</p> <p>② 中学校生活スタート支援事業（平成22年度～平成28年度） 中学校生活充実支援事業（平成29年度～） 対象：中学校全学年 ○中学校1年生（平成22年度～） 中学校2年生（平成29年度～） 中学校3年生（平成30年度～） ・35人超3学級以上・・・学級増・担任教員1名+非常勤講師1名配置 ・35人超1・2学級・・・学級毎に非常勤講師1名配置</p>	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6
年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7												
学年	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6												

					<p>(3) 最近の動き</p> <p>① 中央要望 令和4年6月に、文部科学省に小学校に引き続き、中学校においても、学級編制の標準を35人以下へ引き下げる新たな定数改善計画の策定等を要望</p> <p>② 令和5年度予算概算要求（文部科学省） 小学校高学年における教科担任制の推進や、小学校の35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現をするとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善を図る。</p> <p>○教職員定数の改善 1,450人 ・小学校高学年における教科担任制の推進 950人 ・学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応 500人</p> <p>○制度改正に伴う既定の改善 3,708人 ・小学校における35人学級の推進 3,283人 ・通級、日本語指導等の基礎定数化 425人 ※定数の自然減等△6,132人</p> <p>2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</p> <p>(1) 制度の概要等 ・第7次教職員定数改善計画（H13～H17）により、少人数指導への支援、教頭複数配置の拡充ほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善。 ・H29義務標準法改正により、H29～R8の10年間で、通級指導、外国人児童生徒等指導及び初任者研修指導に関する加配定数の基礎定数化。</p> <p>(2) 最近の動き ・新学習指導要領の施行に伴い、より一層の授業の工夫・改善が必要であり、ICT環境のさらなる充実や、教職員に求められる資質・能力の向上を図りながら、教職員の負担を軽減する体制を構築することも必要であるため、中学校の学級編制の標準を35人以下に引き下げる新たな定数改善計画の策定や、小学校における専科指導、英語教育の早期化・教科化・高度化への対応、問題行動や不登校への対応などのための加配定数の充実等について、国に対して要望を行っている。</p>
--	--	--	--	--	---

				<p>3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <p>【義務教育費国庫負担法】（平成18年4月施行） 国の負担率を2分の1から3分の1に改正 国庫負担金の減少分→所得税から個人住民税への税源移譲により措置</p> <p>(2) 動向</p> <p>①【三位一体改革について（政府・与党合意）】 （平成17年11月30日） 義務教育制度について、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。</p> <p>②【義務教育費国庫負担金に係る財務省・文部科学省の合意事項】 （平成25年1月27日） 今後の少子化の進展や国・地方税制状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 最近の動き</p> <p>①【全国都道府県教育長協議会等からの国への要望】 （令和4年7月） 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障するよう国に要望している。</p> <p>②【令和5年度概算要求への反映状況（文部科学省）】 （令和4年8月） 義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。</p>
--	--	--	--	---